

## 第4部 復旧・復興対策

### 第1章 復旧対策

#### 第1節 被災者の生活援護

各種の支援制度については、平常時から広く市民等に周知するとともに、災害時にも広報手段を活用した「横浜市被災者支援に関する各種制度」を広報し、迅速かつ適切な被災者支援に努めます。

##### 1 生活相談

関係各局長及び区本部長は、被災した市民の生活の立直しを援護し、自力復興を援助するため、所管する業務に関する問い合わせ、相談、要望等に対応します。（ここでは、市民の安全が確保され、一応の落ち着いた見られるようになる発災後4日目以降とします。）

また、臨時区民相談室を継続して開設し、市民生活の早期回復のための相談・要望等に対応するとともに、相談等で得られた有用な情報を関係局長に提供します。

##### 2 災害弔慰金等の支給等

(1) 被災者等に次の弔慰金等の支給等を行います。

名称	対象者	種別
災害弔慰金	遺族	支給
災害障害見舞金	精神又は身体に著しい障害を受けた者	支給
災害援護資金	家財等に被害のあった者（災害救助法の適用）	貸付
災害援護資金 （生活福祉資金）	低所得世帯	貸付
災害見舞金・弔慰金	被災者又は遺族	交付

(2) 義援金の配分は、「義援金事務マニュアル」にそって、「義援金募集配分委員会」が決定し、区本部長が指定する場所で適正に配分します。

##### 3 市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等

災害により被害を受けたとき、所定の申請により、必要があると認められる場合は、条例・規則等に基づき、市税の減免や、市税の延滞金の減免、市税の納期限の延長等を受けることができます。

また、災害復旧のための融資手続等を目的とした、納税証明書及び市民税課税（非課税）証明書（所得証明書）等の発行手数料の減免を受けることができます。

#### 第2節 被災者の住宅確保及び応急修理

##### 1 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅の供与は、災害救助法第23条に定める救助の一つであり、原則として、県知事が実施します。市長は、県知事の行う応急仮設住宅の供与の実施に協力します。

なお、災害救助法第30条の規定により、県知事が直接設置することが困難な場合には、応急仮設住宅の建設を市長に委任することができ、その場合、市が応急仮設住宅を建設し、供与します。

また、応急仮設住宅の供与方法としては、建設仮設住宅または借上仮設住宅（みなし仮設住宅）によるものとします。

(1) 本市に委任を通知された場合の対応

多岐にわたる業務を調整し円滑に実施するため、関係局から職員を配置した「応急仮設住宅建設等推進室」を設置し、避難者の早期な住宅確保を推進します。

(2) 区本部の役割

区本部は、「応急仮設住宅建設等推進室」と連携し、応急仮設住宅需要の把握、建設仮設住宅候補用地の状況確認、入居者募集と選定、建設仮設住宅の維持管理及び入居者支援等を行います。

2 入居者の選定等

(1) 入居対象者

震災により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者としてします。

ア 住家が全焼、全壊又は流出した者

イ 居住する住家がない者

ウ 生活保護法の被保護者及び要保護者又は特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等又はこれらに準ずる経済的に援護を必要とする者

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定は、県が示した入居基準のもとに市が行います。

3 入居者支援

応急仮設住宅ならではの生活課題に対応するため、入居後の生活や介護等の支援をはじめ、相談や情報提供に取り組むこととし、地域の実情を把握している区役所と健康福祉局及び建築局は、相互に情報共有を図り、入居者支援に連携して取り組みます。

4 住宅の応急修理

区本部長は、災害救助法が適用され住宅の応急修理が必要となった場合、応急修理申込書の配布及び受付を行い、それを建築局長に報告します。

**第3節 災害廃棄物（解体廃棄物・有害廃棄物）の処理**

1 倒壊した建物の解体作業や解体作業により生ずる解体廃棄物の収集運搬、処理処分については、次のとおり行うものとします。

(1) 住居家屋や中小事業者

区分	解体作業	収集運搬	処理処分
住居家屋や中小事業者	所有者・管理者	市	市

※ただし、本市が必要と認めた場合は本市が行うものとし、解体経費を本市が負担します。

(2) その他の事業者

区分	解体作業	収集運搬	処理処分
その他の事業者	所有者・管理者	所有者・管理者	所有者・管理者

※ただし、本市が必要と認めた場合は本市が支援するものとし、解体、収集運搬及び処理処分経費を本市が一部もしくは全部を負担します。

2 解体作業及び収集運搬、処理処分について、本市が必要と認めた場合、区本部長は区民より提出される解体撤去申請を受け付けます。

## 第2章 被害認定調査と、り災証明

### 第1節 被害認定調査

被害認定調査は、発災後、区域全体の被害状況を把握するための初期調査、発災後おおむね4日目以降から、り災建物を個々に調査する第1次調査、おおむね20日目以降から、第1次調査の判定結果を不服とする再調査申請に伴う再調査（第2次調査）を実施します。

調査の判定結果（全壊、大規模半壊、半壊等）により、各種支援制度の支援内容が異なることから、区本部長は積極的な広報を行い、調査への協力・理解を呼びかけるとともに、公平かつ公正な調査を実施します。

### 第2節 り災証明

り災証明は、災害救助法及び被災者生活再建支援法や市税の減免を実施するにあたって必要とされる住家等の被害程度について、被災者の救済を目的として発行します。発災後おおむね20日目以降から、住家のり災証明を優先して発行します。

### 第3節 被害認定調査及びり災証明の分担

被害認定調査及びり災証明は、次の分担で行います。

区分	担当部署	証明権者
火災・消火損	中消防地区本部	中消防署長
倒壊建物等	区本部	中区長

## 第3章 復興対策

横浜市では復興の理念として、「自助」、「共助」、「公助」の連携を図ることにより、地域力を活かした復興を行うこととし、震災復興事業については、都市復興、経済復興、住宅復興、生活・暮らし復興等、市民生活の全てにわたる分野を対象としています。

中区においても、市長を本部長とする震災復興本部と調整を行い、区別整備計画等を策定し、震災復興事業を進めることとします。